

タイトル	北海道における徴兵制の展開：「国民皆兵」の虚実
著者	阿部，剛
引用	年報新入文学，6：132-168
発行日	2009-12-31

北海道における徴兵制の展開

——「国民皆兵」の虚実——

阿部 剛

はじめに

日本の徴兵制は、明治六年（一八七三）の徴兵令が「常備兵免役概則」で規定した各種免役条項の数の改廃を経て、明治二十二年の徴兵令大改訂により「国民皆兵」の原則を確立した¹⁾。ここに、兵役は、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と帝国憲法に規定されたように、必任義務徴兵制にもとづく一般兵役義務として、帝国臣民たる男子に課せられることとなった。

しかし一般兵役義務は、国民が自らの意思により自発的に兵役を担うこと、つまりは兵役義務観念の社会への浸透を前提に、はじめて成立し得る。そのためには、国民皆兵主義にもとづく制度の公平な運

用により、兵役義務負担を均等化していくことが何より求められるのである。大江志乃夫は、この「国民皆兵」原則の中に、貧富の差による著しい兵役の不公平と、徴兵検査での身体上の区分に由来する不公平が存在し、平時においては徴兵検査を受けた壮丁の七割以上が兵営生活の強制から免れていたことを、国民皆兵の矛盾として指摘した⁽²⁾。また菊池邦作は、明治二十二年の徴兵令大改訂以降も、「富者」の特権として残された中学校以上の在学者に対する徴集猶予や一年志願兵制度に由来する兵員徴集の不公平な構造に、徴兵忌避の最大の理由を求めた⁽³⁾。いわば戦後歴史学は、「天皇の軍隊」の階級的性格を強調することで、国民皆兵主義が虚構に過ぎなかったことを明らかにしようとしてきたといえる。

しかしながら、徴兵制度に生じていた不公平性は、こうした社会階層にもとづく格差だけに由来するものではない。拙稿「兵役負担の地域的偏在」⁽⁴⁾で明らかにしたように、国民の兵役負担には、陸軍管区に規制された徴兵区のありかたと、都市と農村との間に存在した階層的格差により生じた地域的偏在ともいうべき不公平が存在していた。その典型は、徴兵令の適用が遅れた沖縄県と北海道である。特に後者は、大江や菊池がすでに指摘している⁽⁵⁾ように、人口希少で産業の定着もままならなかっただけに、兵役よりも開拓事業が優先されることで、徴兵制度の枠外に位置づけられていた。こうしたことは、「国民皆兵」といいながら、これまで明らかにされてきた階層的格差とは異なる、いわば地域間格差ともいうべき不平等を、北海道と他府県との間に生じさせていたのである。必任義務徴兵制を実質的な制度とするためには、全国一円に徴兵令を施行することでこのような例外地域を解消し、国民の兵役義務負担において均質な空間を創り出す必要があった。

北海道における徴兵制は、明治二十九年の渡島・後志・胆振・石狩への徴兵令施行と、明治三十一年の

残る七カ国への拡大により制度的確立をみた。徴兵令は、すでに函館周辺の一部に適用されていたが⁽⁶⁾、明治二十一年制定の陸軍管区表が「北海道ハ管区制定ニ至ル迄第二師管第四旅団青森大隊区ニ属ス」と定めていたように、師管区域の設定をともなう本格的な施行は見送られており、明治三十一年の全道施行をもって、他府県と同様の徴兵制度下に組み込まれたといえる。

こうした開拓地北海道と他府県に生じていた地域間格差ともいうべき問題は、解消されたのであろうか。明治二十九年の徴兵令には、本論でも明らかにするように、屯田兵を含む開拓者への徴集猶予・免除規定が設けられ、開拓事業に対する一定の配慮が示されていた。しかも、徴兵検査を受検すべき当年適齢者において、転籍による徴兵忌避や所在不明者が多発したことは、北海道が依然として兵役から逃れることが可能な状況の下にあつたことを示唆している。さらには、国家が社会に兵役義務観念を浸透させようとする際、その梃子となるべき郷土部隊は、第七師団が明治年間を通じて関東以北出身者の混成部隊たらざるを得なかつたように、徴兵令施行当初の北海道では成立し得なかつた。こうした問題は、北海道の開拓地としての特殊性に由来しており、徴兵令施行以後も、先に指摘した地域間格差がなお解消されなかつたことを如実に物語っている。

本論文は、こうした北海道を場として、近代日本における一般兵役義務の成立過程を実態に即して検証しようとするものである。具体的には、北海道が徴兵令の施行とその展開過程において、開拓地ゆえに抱え込まざるを得なかつた諸問題に対し、国家がいかなる対策を講じたのか、または講じ得なかつたのかを解明することが課題となる。

一 徴兵令の施行

日清戦争中の明治二十七年（一八九四）十月、陸軍管区表が改正され、それまで管区制定が見送られていた北海道に第七師管が設置された。さらに日清戦争後の明治二十九年三月、陸軍は六個師団の増設を含む常備団隊配備表の改正を行い、第七から第十二までの各師団が新設された。ここに創設された第七師団は、日清戦争時に屯田兵から編成された臨時第七師団を改編したもので、当初札幌に師団司令部が置かれた⁷⁾。これにともない同年には、従来の道南一部地域に加え、新たに渡島・後志・胆振・石狩の四カ国へ徴兵令が施行されたのである。

徴兵令の施行を定めた明治二十八年勅令第百二十六号は、開拓に配慮し、次のような条文を設けていた。

第二条 前条ノ徴兵令施行地（渡島・後志・胆振・石狩）ニ転籍移住シ開墾其ノ他一定ノ生業ニ従事スル者ハ転籍移住ノ後五箇年ニ滿ツル年迄徴集ヲ猶予ス但転籍移住ノ後前条ノ区域外ニ転籍シ更ニ転籍移住シタル者ハ此ノ限ニアラス

第三条 屯田兵ノ戸籍内ニ在ル者ハ徴集ヲ免除ス

第二条の徴集猶予規定は、北海道を対象とした地域的な特例で、開拓に従事する者に設けられたものであった⁸⁾。条文中に「一定ノ生業ニ従事スル者」との要件を設けたのは、適用者に単に転籍だけではなく、実際の居住を求めることで、徴兵忌避を目的とした転籍防止を意図したものである。

第二条の制定意図は、明治二十八年八月に陸軍大臣大山巖が首相伊藤博文に提出した、勅令第

百二十六号、同百五十四号案に添付された理由書の中で述べられている⁽⁹⁾。それによると、四カ国への徴兵令施行について、すでに施行されていた道南一部地域の壮丁のみでは、新たに設置される第七師管の常備隊、つまり第七師団の兵員を確保できず、施行地域を拡大する必要があるため、とその理由を説明している。この四カ国については、「人口（男口以下同シ）ハ実二十六万余ニシテ、全道人口ノ約六分ノ五ヲ占ムルカ故ニ、明治二十九年ヨリ置カントスル所ノ常備隊ニ充ツヘキ兵員ヲ徴集スルニ足ルノミナラス、人口ニ対スル徴員ノ割合モ内地ニ於ケル徴員ノ割合ト概其均衡ヲ得」としている。ただし、渡島・後志の二カ国については、移民・産業の景況が内地とほぼ同じであるのに対し、胆振・石狩は「未タ徴兵令ヲ全然施行シ得ルノ程度ニ達セサルノ部分」があるため、その打開策として、第二条・第三条の特例を設けることにより、拓殖事業を阻害せぬよう配慮すると述べている。したがって第二条の徴集猶予は、主として胆振・石狩二カ国のために設けられたものであり、加えて第三条屯田兵の戸籍内にある者に対しては、三十年間兵役の任務を帯び、さらに開拓の義務を負うため、徴集を免除しようとしたのであった。この理由書について『新旭川市史』（二〇〇六）は、「この四カ国の壮丁の徴集で第七師団の兵員が確保できると判断されていたことも分かる」としている⁽¹⁰⁾。

しかし、理由書に添付された「北海道常設隊徴集人員表」による明治二十九年以降の徴集人員予定数と、実際に第七師管から徴集された兵員数には著しい差が生じている。その理由は、「北海道常設隊」なるものが、常設師団の平時編制とは異なり、歩兵大隊一・砲兵大隊一・工兵中隊一をもつて編成されていたことによる。実際、第七師団は、明治二十九年三月改正の陸軍常備団隊配備表に、独立歩兵大隊一・野戦砲兵大隊一・独立工兵中隊一に、屯田歩兵大隊四を加えて編成すると規定されており、この

表1 明治29年以降の徴集予定人員

年次		a	b
明治29年	1896	67	239
明治30年	1897	67	304
明治31年	1898	188	359
明治32年	1899	191	652
明治33年	1900	188	—
明治34年	1901	189	876
明治35年	1902	191	909
明治36年	1903	188	1,000

註 bのうち、明治31年までは第7師団以外への入営者も含む。
それ以降は第7師団入営者数。

典拠：「北海道常設隊徴集人員表」、「全国徴兵表」

師団を充足するに足るといふ意味にはかならない。本稿の問題関心に即して重要なことは、明治二十九年の段階で、陸軍省が「北海道常設隊」の編成が完結する明治三十六年まで、内地と同じ編製の師団を設置するという計画を持っていなかったことである。このことは同時に、少なくとも明治二十六年まで、陸軍省が徴兵令の全道施行を企図していなかったことを意味する。

徴兵令施行の勅令公布後まもなく、関係各所より主に徴集猶予規定の運用に関する疑義が提起された。この内、明治二十八年十月、当時の屯田兵参謀長で後に第七師団初代参謀長となる浅田信興から、陸軍省へ「北海道徴兵令施行規程第二条二付」として示された疑義は⁽¹⁾、①「一定ノ生業ニ従事スル者」に対する徴集猶予は一家に与えられるものか、または個人に与えられるものか、②「一定ノ生業ニ従事

編制は、明治三十二年九月の同表改正まで存続した。表1は「北海道常設隊徴集人員表」に示された、明治二十九年以降の徴集予定人員（a）と、「全国徴兵表」にもとづく実際の徴集人員数（b）である。（a）は、明治二十六年における四カ国の人口と、「北海道ニ常設スヘキ軍隊ノ完備定員」にもとづく徴集人員数により算出されている⁽²⁾。ちなみに明治三十年までの予定数が少ないのは、歩兵大隊の設置が明治三十一年に予定されていたからである。したがって、理由書で述べられた「常備隊ニ充ツヘキ兵員ヲ徴集スルニ足ル」とは、あくまで独立歩兵大隊と屯田歩兵大隊を基幹とした第七

スル者」の解釈と具体的な範囲について照会したものである。まず①については、本来徴兵義務は適齢者個人に対し定めたものであり、本項目による徴集猶予も同様であるとしながら、「北海道ニ移住スル者ヲ奨励シ、且其生業ヲ保護スル点ヨリ觀レハ、或ハ特ニ一家ニ与フルニ非サルヤノ疑ナキ能ハス」と述べている。仮に一家に与えられるものだとすると、戸主が「一定ノ生業」に従事している場合、その子弟は徴集猶予の対象となり、個人に与えられると解釈すれば、壮丁個人の生業を調査しなければならぬとしている。②は「一定ノ生業」との規定が極めて不明確であり、当時の北海道ではいかようにも解釈できることから発生したものであるが、「文字ニ拘泥セス」広く解釈することを要望している。加えて「若シ北海道徴兵令施行地ニ転籍移住シテ、未タ開墾其他一定ノ生業ニ従事スルノ違ナク、而シテ現ニ其之ノ従事スル準備ニ着手セサル者、又ハ徴集猶予期限内即チ五年以内ニ在テ、一定ノ生業ニ従事シ居タル者其生業ヲ廢シ、更ニ他ノ一定ノ生業ニ従事スルカ為メ其準備ニ着手セシ者」の扱いについて問い合わせており、その対象者を「現ニ一定ノ生業ニ従事シ居ラスト雖トモ、其情明カナルモノ」とした。これに対する陸軍省の回答は、①は一家に与へるの「特典」とし、②の具体的な「一定ノ生業」についても屯田兵司令部の解釈を支持しているが、それ以上は条項の解釈外とし、更なる質疑を求めている。

また、北海道庁からの疑義は、翌十一月に「勅令第百二十六号ニ就キ伺」として示された⁽¹³⁾。その内容は、「一定ノ生業」の具体的内容、徴集猶予年期の計算方法と法的手続きに関するものである。これらの一は「北海道徴兵令実施に関する伺指令」と題して『北海道毎日新聞』にも掲載された⁽¹⁴⁾。同記事は、対象となる具体的な職業を列挙し、猶予中の転業の可否やその後の徴集にも内容が及び、ま

た同月に掲載された「徴兵令実施伺指令」においても、徴集猶予年期の計算に関する「転籍移住」の解釈について注意が述べられている⁽¹⁵⁾。「転籍移住の四字は、相合して熟字を為す一名詞と看做すべきや、将又転籍と移住との二様に解釈すべきや」との問いは、どの時点で五カ年とされた猶予年期を起算するのか、という問題であった。つまり、北海道へ転籍するも移住せず他府県へ寄留する者、あるいは移住し何らかの生業に従事するも、籍は道外に残したままの者の扱いについての解釈である。これに対する陸軍省の回答は、五カ年とされた猶予年期を転籍と移住の一致した時点から起算するとし、「転籍をなすも移住せざる間は猶予に属せざるものとす」と結論づけている。移住をともしない転籍者が対象外となるのは、徴兵忌避を抑制する意味でも当然である。しかし実際に開拓へ従事する移住者であっても、転籍と移住が同時になされない限り、五カ年とされた猶予期間をいかに規定するのは、極めて難しい判断であった。

屯田司令部と道庁からの疑義には、北海道へ移住した後、転々と職を変える事例や、移住に際し戸籍を移さないなど、後に徴兵検査において多発した、当年適齢の所在不明者を生む要因がすでに指摘されている。「一定ノ生業ニ従事シ居タル者其生業ヲ廢シ、更ニ他ノ一定ノ生業ニ従事スルカ為メ其準備ニ着手セシ者」や、籍を他府県に残したままとされる者は、戸籍と現住地が一致していない可能性が高く、こうした者たちが移住を繰り返すことで、後に逃亡失踪者として扱われたと考えられる。「転籍移住」の解釈などは、まさにそうした者たちの存在を前提とした議論であった。したがって、これらの要因を解消することこそ、徴兵令施行後の北海道において、国民皆兵主義のもとで、一般兵役義務を成立させるためになされるべき重要な施策であった。

二 徴集猶予の実態

徴兵検査に先立つ明治二十九年（一八九六）二月、『北海道毎日新聞』に、徴集猶予に関する興味深い記事が掲載されている。まず「徴集猶予願に就て」と題する記事は、職業を口実として猶予願を出す者が続出していることを報じ、本来猶予は検査官・主任官により判断されるものであり、出願者の中には却下される者も多しと注意している¹⁶。「一定の生業に従事する者」を拡大解釈し、猶予を願い出る者が多いことを示す記事であるが、その三日後に掲載された「徴兵猶予に就て」によれば、五年間猶予の特別法を設けたのは、「殖民地」たる北海道人民の産業を害さぬよう留意した為であるにもかかわらず、これを生業に就いている者は皆五年間猶予され、五年猶予の後も徴兵の義務を免ぜられると誤解する者もいたという¹⁷。記事は、こうした状況に対し、徴集猶予規定とは、例えば土地開墾や漁業商業などの生業を起こそうとする際、壮丁を徴集されることにより起業が頓挫することが考えられる場合などに適用され、一家の産業を作る時間を与えるものであり、五年猶予の後には抽籤により服役の義務を負うものであると述べている。また、「徴兵嫌忌の情」により、特段の理由がないにも関わらず猶予を出願する者を「国家の不忠者」と批判し、自己の不利益を顧みない者とみなしている。ここでいう徴集猶予による自己の不利益とは、「五年の後即ち本年の適齢者が二十六と為りし暁には、体軀は常業にこそ馴るれ兵役勤勞には反て困苦を増すは事実の証明する所にして、家族の關係に於ても親は老い子は殖え諸般の係累決して前日の比に非ず」というもので、さらに、徴兵令適用初年度は徴集人員を控えることも考えられ、「少々無理にでも家産の程度に依りては猶予を出願せぬ方其身に便益にもあり、第一国

表2 明治28年勅令第126号による徴集猶予及び免除人員数

年次	勅 126-2	勅 126-3	徴 22	
明治 29 年	1896	9	237	5
明治 30 年	1897	3	330	4
明治 31 年	1898	3	173	8
明治 32 年	1899	9	221	11
明治 33 年	1900	8	159	21
明治 34 年	1901	22	139	23
明治 35 年	1902	26	112	32
明治 36 年	1903	28	24	41
明治 37 年	1904	37	—	48
明治 38 年	1905	15	—	40
明治 39 年	1906	19	—	19
明治 40 年	1907	14	—	29
明治 41 年	1908	5	—	33
合計	198	1,395	314	

註 明治33年の数値は『北海道庁統計書』にもとづく。
 典拠：「全国徴兵表」、『北海道庁統計書』

家に対し「一面目を開く訳なり」と記事を結んでいる。

初の徴兵検査を前にこうした記事が繰り返し掲載されたことは、「一定ノ生業ニ従事スル」との条件が、当時の民衆にとつて、何らかの職業に就けば対象となり、出願可能であると解釈されていたことを示している。しかし実際は、明治二十九年における第二条徴集猶予者は僅か九名に過ぎなかった。表2は、「全国徴兵表」及び『北海道庁統計書』による、明治二十八年勅令第二百二十六号第二条・第三条による徴集猶予・免除者数と、徴兵令第二十二

条による「家族自活シ能ハサル者」に対する徴集猶予規定の適用者数である⁽¹⁸⁾。

表2における徴集猶予者数の変化は、北海道における徴兵令の適用範囲拡大や、猶予・免除条項の改正と密接に関わっている。明治二十八年勅令第二百二十六号は、明治三十年に次の改正が行われた。まず、翌明治三十一年一月一日より、残る天塩・北見・日高・十勝・釧路・根室・千島七カ国へ徴兵令を施行し、同時に「屯田兵ノ戸籍内ニ在ル者」としていた第三条による徴集猶予が、「屯田現役予備役下士兵卒ノ戸籍

内ニ在ル者」と改められた。これにより後備屯田兵とその家族に与えられていた免役特権は廃止され、現役・予備役のみがその対象となったが、次いで明治三十三年には、「但シ専ラ兵村ノ業務ニ従事セサル者ハ此ノ限ニ在ラス」、「前項ニ依リ徴集免除ニ属シタル者五箇年以内ニ其ノ資格ヲ失フトキハ徴集ニ応セシム」との条文も追加され、その範囲が狭められた。さらに、屯田兵条例が明治三十七年に廃止されたため、第三条による徴集免除それ以降は適用されていない¹⁹。表2においても、徴兵令の施行地域拡大とともに第二条徴集猶予者数は増加しているが、その数が徴兵令第二十二条適用者を上回ることはほとんどなかった。しかしながら、日露戦争中にあたる明治三十六年と同三十七年に最も多くの適用者を出していることは、戦争を忌避して出願する者が多かったことを示している。この点については、次章においてさらに考察する。

開拓者への特例としての徴集猶予適用者数が限定されたのは、その運用方法によるところが大きい。明治二十八年勅令第二百二十六号第二条と徴兵令第二十二条による徴集猶予規定の運用には多くの共通点が見られ、例えば徴兵事務条例第十一条によると、勅令第二百二十六号第二条と徴兵令第二十二条による徴集猶予の出願は、共に連隊区徴兵参事員により審議され、裁決の可否を徴兵官へ具申すると規定している。また明治二十八年勅令第五百五十四号による「徴兵事務条例中第七師管ニ実施シ難キ諸件」においても、第二条該当者は「其ノ移住年月日及生業ノ状況ヲ詳番シ徴兵事務条例第五十九条中徴兵令第二十二條ニ当ル者ノ例ニ依リ毎年願出ヘシ」と定められている。この徴兵事務条例第五十九条によるとされたその出願方法にこそ、適用者を限定する理由がある。すなわち、「家族自活シ能ハサル者」が徴集猶予を出願する際には、同一徴募区内の徴集適齢者を持つ戸主二名の同意を必要とするだけでなく、

表3 明治28年勅令第126号第2条
該当者数と猶予出願者数

年次		該当者	出願者	壯丁数
明治29年	1896	1,478	9	4,944
明治30年	1897	1,230	1	5,410

註 明治30年の該当者・出願者数は札幌連隊区のみ。
典拠：「徴兵適齢者人員調査ノ件」、『新旭川市史』

猶予を継続する場合は毎年同様の出願をしなければならなかった。したがって、徴集適齢者を持つ戸主にとつて、他家の適齢者の猶予に対して出願に同意することは、それだけ自家の適齢者が徴集される確率が高くなることを意味する。いわばこの規定は、出願を地域の連帯責任とすることにより、出願を抑制する機能を期待されていたのである。この徴兵令第二十二条の例をそのまま導入したことで、勅令第百二十六号第二条による徴集猶予の適用者数が極めて限定されたのであった。

それゆえにまた、本来は『北海道毎日新聞』に述べられているような、出願者が相次ぐような状況は起り得ないはずなのである。同記事による出願者とは、徴集猶予規定とその出願方法が十分浸透していなかったため、実際には正規の方法によらず、猶予を願ひ出る者が多かったに過ぎないと考えられる。しかし、陸軍大臣が提出した理由書で示された開拓に配慮する姿勢は、こうした実際の運用状況と大きく矛盾しており、当初から第一条による徴集猶予を限定しようとしていたのか、疑問が残る。次の資料から、その一端を考察してみたい。

徴兵令の全道施行後、陸軍省と第七師団との間で、「徴集人員負担ノ比例」関する意見交換がなされている。まず明治三十一年二月、陸軍省は第七師団に対し、「(第二条・第三条該当者を) 徴集人員配賦ニ当リ壯丁総員中ヨリ除算シテ比率ヲ定ムル」ことを通知した⁽²⁰⁾。これは、第二条・第三条該当者以外の者に、兵役負担が集中することを避けようとした措置である。すなわち、現役兵・補充兵として徴集すべき人員を徴募区へ配賦する際、その数はそれぞれの徴募区に本籍を

有する壮丁の見込み数を基準とするが、第二条・第三条該当者を含む壮丁数を基準に配賦すると、実際の適用者が増大した場合、対象外の者が徴集される確率が高くなることが予想される。その対策として、壮丁数から第二条・第三条該当者を除いた上で、あらためて配賦数を調整し、兵役負担の均等化を図ろうとしたのである。このことは、少なくとも陸軍省が、徴募区内の兵役負担の「比率」を調整しなければならぬ程度の数まで、徴集猶予者数を許容しようとしていたことを示す。こうした措置は、第一章で指摘した「北海道常設隊」の編成をみれば、むしろ当然のことであるといえよう。

これに対し第七師団参謀長松永正敏は、第二条該当者中、徴兵令第二十二條適用者と同じく、猶予出願の手続きを踏まない者は徴集すべきであり、さらに猶予の認否は生業の状況により確定され、該当者は多数存在するものの、実際の出願者は数名に過ぎないことなどを理由に、「第二条該当者ハ壮丁総員中ヨリ除算セサルニ至当ト思考」とした⁽²¹⁾。表3はその際提出された付表と、徴兵令施行四カ国の壮丁数⁽²²⁾である。これによると、明治二十九年における第二条該当者は一四七八名とされ、壮丁総数の約三割を占めているのに対し、出願者は僅かに九名である。ここで示された該当者がいかなる基準で算出されたのかは不明であるが、「一定ノ生業ニ従事」する徴兵令施行地へ移住後五年未満の者と考えられる。これは実際の出願者数が、第七師団の予想を大きく下回ったことを示すものと推測される。その結果、陸軍省はあらためて「除算セサルコトニ相成」と回答している⁽²³⁾。

以上の点をふまえると、出願主義が徴集猶予者数を極めて限定的なものとした一因ではあるものの、そもそも第二条該当者からの実際の出願が予想外に少なく、これらの要因が重なったことで、特例が廃止されるまでの十三年間で僅か一九八名の適用者しか生まなかつたのである。

さらに、出願者が少ないという実態は、当年適齢の所在不明者が極めて多いという問題とも関わっている。詳しくは第四章で述べるが、その直接的な要因には、戸籍を残したまま他地域へ移動し、行方不明となったことがあげられる。移住に際し、本人が転籍などの必要な手続きを怠ったがために、移住先で徴兵検査を受検することがなく、本人の意思とは無関係に所在不明者として扱われたのである。つまり、第二条徴集猶予についても、同様にその手続きを行わず、あるいは全く関知しなかったために、出願者数が極めて限られたものとなったと考えられるのである。したがって、仮に出願を行わなかった該当事者が他地域へ移動した場合、転籍も行わず、結果として所在不明者となる可能性は否定できない。第二条出願者の数が極めて少ないという実態は、所在不明者の多発と、いわば表裏一体の関係にあったと推測できるのである。

北海道における徴集猶予は、結果としてその制定理由で述べられた「移住ノ奨励ト生業ノ保護」のため、広く適用されることはなかった。その理由は、出願主義にもとづく運用方法のみならず、対象となるはずであった開拓者の側にも存在していた。それは、当初陸軍省としても想定外の事態であった。なぜなら、徴集猶予該当事者をあらかじめ壮丁総員から除算しようとしていたように、陸軍省が開拓に配慮しようとしていたことも、また事実だったからである。

しかし明治三十一年、陸軍省は、開拓に配慮したがゆえに当初計画していなかった、徴兵令の全道施行に踏み切る。そこには、次章でみるように徴兵令未施行地への転籍者の続出という、陸軍省にとって座視し得ない事態が生じていたからである。

三 未施行地への転籍

徴兵令の施行後はじめての徴兵検査は、明治二十九年（一八九六）五月以降、道内各地で順次執り行われた。札幌外九郡における検査は五月三十日に終了し、翌日の『北海道毎日新聞』において「始めての検査なるにも拘はらず其成績は他府県に毫も譲るところなかりし」と報じられている²⁴。「各地徴兵検査成績」と題し『小樽新聞』に掲載された、豊平村における検査結果は次の通りである²⁵。

甲乙合格当選者三百四十七人、他徴募区に於て身体検査許可の者二十五名、疾病二人、裁判未決三人、令第二十二條徴集猶予者二人、学校生徒二人、外国寄留一人、一年志願兵出願の爲め徴兵検査未済の者一人、勅令第百二十六号猶予者四人、逃亡失跡五十人、事故不参三人、徴集免除七百七十三人、兵役免除六十八人、陸軍志願兵二人、合計千二百九十三人。

ここで特に注目すべきことは、豊平村を含む石狩・胆振両国を主な対象とするはずの勅令第百二十六号第二条に該当する徴集猶予者が、僅か四名に過ぎないことである。しかも『北海道庁統計書』によると、同年にはこの豊平村を除けば、石狩において猶予が適用された者はいなかった²⁶。さらに、徴兵検査を受検すべき当年適齢の所在不明者である、逃亡失跡も五十人発生していることも注目される。加えて、次にみる『北海道毎日新聞』で指摘されているように、検査結果に現れない、徴兵令未施行地域への転籍も行われていたと推測される。これらの事例は、徴兵令施行当初の北海道において、本人が自覚的であったか否かにかかわらず、事実において兵役義務をいわば放棄する者が極めて多く、一般兵役義務としての徴兵制度がまだ成立し得ない状況にあったことを示す。

徴兵令施行を一カ月後に控えた明治二十八年（一八九五）十二月、『北海道毎日新聞』に「本道に於ける不忠の臣民」と題する記事が掲載された⁽²⁷⁾。

開拓使以降本道に移住せる人々の決心は、概ね拓殖の実行を挙げ北門の鎖鑰たるの重任に当たらんとする忠義心に富めるものたれば、苟も不忠の臣民等は万々なかるべしと信ずれども、此頃徴兵令未行地たる天塩、北見、釧路、日高、十勝、根室、千島の六ヶ^マヶ^マ国内に転籍するもの少なからず、是れ等は固より家政上の都合によるなるべしと雖ども、若し徴兵を免かれんと目的に出づるものとせば、取りも直さず徴兵を忌避するものと云はざる可らず、今日に当り斯る不義不忠の臣民あらんには、早晚之れに対する制裁を設けざるべからずとて当局者は大に注目し居れりという。

転籍に「徴兵を免れんと目的」が示唆されているのは、「固より家政上の都合」による者が存在していたことは否定し得ないものの、徴兵令の公布後に転籍した者が多かつたからにはほかならない。この記事からは、転籍する者が、実際に他国へ移住したのか、あるいは転籍のみなのかは確認できない。しかし翌明治二十九年九月の『小樽新聞』には、徴兵忌避をより強く疑わせる事例が、「壮丁転籍者に就て」と題する記事で報じられている⁽²⁸⁾。それによると、明治二十八年九月から二十九年七月までの間に徴兵令未施行地へ転籍した、小樽外六郡の徴兵適齢者に対し、送籍当時より実際の移住をともなっているのか調査したところ、現に移住せず転籍地への一時的な旅行に止まる者があり、こうした者の中にはすでに小樽へ帰郷した例も多いという。この記事は、転籍が徴兵忌避に他ならない事例の調査結果であり、転籍の後一時的に移住や旅行する、その手法が述べられている。

しかし転籍による徴兵忌避は、いかなる方法であれ、法的手続きを経なくてはならないため、『北海

道毎日新聞』で「当局者は大に注目し居れり」と述べられているように、その把握が比較的容易であった。実際小樽外六郡の調査も、拓務省の指示で行われている。道内の転籍については、すでにみた勅令第百二十六号第二条において、徴集猶予の対象となる「一定ノ生業ニ従事スル者」に、「転籍移住ノ後前条ノ区域外ニ転籍シ更ニ転籍移住シタル者ハ此ノ限ニアラス」と、本来猶予対象外の者が転籍を繰り返すことにより、徴集猶予の対象となることを防ぐ但書が設けられていた。こうした点からも、当時の北海道において移住の有無を問わず、転籍が合法的な徴兵逃れの最も効果的且つ簡単な手法であったと理解できる。

転籍による徴兵忌避を防止するには、道内に残された徴兵令未施行地を解消しなければならない。陸軍省は、すでに明らかにしたように、渡島・後志・胆振・石狩の四カ国へ徴兵令を施行した明治二十九年の段階で、「北海道常設隊」の編制が完結する明治三十六年まで、徴兵令の全道施行を計画していなかった。しかし、四カ国への徴兵令施行前後から、未施行地への転籍が横行する状況が生まれていた。こうした事態は、開拓の進捗に合わせて段階的に常設師団の設置¹¹ 徴兵令施行地の拡大を考えていた陸軍省にとつても、座視できないものであった。なぜなら転籍の横行は、国民皆兵主義にもとづく制度の公正な運用を前提とする一般兵役義務の成立を揺るがしかねない問題であったからである。それゆえ、転籍による徴兵忌避を非合法化すべく、徴兵令の施行に達しない地と評された胆振・石狩以上に人口希少²⁹ な七カ国への徴兵令施行を含む、全道へ兵役を拡大する徴兵令施行を急いだのである。

この結果、明治三十一年以降は、勅令第百二十六号第二条と徴兵令第二十一条による徴集猶予のみが、兵役を逃れる合法的な手段となった。しかし第二章で明らかにしたとおり、第二条出願者数は陸軍省の

予想を大きく下回るものであった。にもかかわらず、日露戦争が始まった明治三十七年の適用数は、全道で三十七名にも上った(表2参照)。戦後その数が急激に減少したことをみれば、出願数増加の理由が戦争の忌避を意図したものであったことは明らかである。こうした事態は、拓殖事業を阻害せぬよう配慮した第二条の制定主旨をむしろ踏みにじるものであった。

こうした状況下、陸軍省は日露戦争後の明治四十年に行われた徴兵事務条例及び同施行細則改正の際、明治二十八年勅令第百二十六号の第二条以下を削除し、北海道における徴集猶予・免除規定の廃止に踏み切った。同時に東京府下小笠原島における徴集猶予を定めていた明治三十年勅令第百五十八号第二項も廃止され、明治三十七年に廃止された沖縄県における徴集免除規定⁽³⁰⁾とあわせ、特定地域に対する徴兵上の特例はここに全廃された。これらの地域的な特例は、日露戦後の軍備拡張のもとで「今日存続スルハ頗ル適當ナラサル」⁽³¹⁾とみなされたがゆえに、「兵役義務均等主義ヲ拡張スルヲ至当トスルニ依ル」⁽³²⁾との理由で廃止されたのであった。「頗ル適當ナラサル」とは、軍拡による徴集人員の増大とともに、すでにみた日露戦時下の状況をふまえたものにはかならない。

明治二十九年当初、開拓に配慮し段階的に徴兵令を施行しようとした陸軍省の姿勢は、転籍による徴兵忌避の横行で軌道修正を余儀なくされ、さらに戦時下における徴集猶予出願者の増大により、事実上放棄された。加えて日露戦後軍拡は、徴集人員数が第七師管だけを比較してもそれまでの一・三倍に増加したように、より大きな兵役負担を国民へ強いた⁽³³⁾。したがって、徴兵制度のさらなる公平な運用が求められる、北海道やその他地域への徴集猶予は、兵役義務均等主義の下でその弊害とされ、廃止に至ったのである。ここに北海道は、沖縄・小笠原島とともに、他府県と同様の制度化に組み込まれたので

あった。近代国家における一般兵役義務が、領域内の均質な兵役義務の上に成立すると仮定するならば、日本における一般兵役義務は、この日露戦争後の明治四十年の時点において成立したともいえるよう。

しかし北海道では、この時点においても徴兵検査を受検すべき当年適齢の所在不明者が、他府県に比べ極めて多く発生していた。

四 所在不明者をめぐって

転籍移住による徴兵忌避は、あくまで転籍という法的手続きを経た上で未施行地へと移動した者であり、徴兵忌避を意図する者が全て籍を移すわけではない。第一章で検証した「転籍移住」の解釈に代表されるように、本籍と現住地の不一致は北海道において決して稀な事例ではなかった。したがって、転籍を行わずに移住し、徴兵検査において所在不明として扱われる者も少なくなかったのである。豊平村における逃亡失踪五十人とは、まさにこうした者たちを指している。さらに、徴兵令未施行地転籍による徴兵忌避が不可能になると、第二条による徴集猶予の出願が難しい中で、「逃亡失踪」となる以外に徴兵を逃れる手段はなかった。すなわち、軍にとつては、「所在不明者」の撲滅こそが、北海道において一般兵役義務を確立する上で残された最大の課題となったのである。

表4は、明治二十九年（一八九六）以降の、第七師管における当年適齢の所在不明者数と、当年適齢の現役兵一人当たりの所在不明者数を全国平均と比較したものである。本来は当年適齢者に対する割合を示すべきであるが、明治四十一年以前の当年適齢者数が不明であるため、現役兵と比較した。これに

表4 現役兵1人当たりの所在不明者数

年次		a	b	c
明治 29 年	1896	216	0.96	0.15
明治 30 年	1897	172	0.64	0.13
明治 31 年	1898	249	0.79	0.12
明治 32 年	1899	209	0.34	0.11
明治 33 年	1900	—	—	—
明治 34 年	1901	188	0.24	0.10
明治 35 年	1902	199	0.25	0.10
明治 36 年	1903	141	0.15	0.07
明治 37 年	1904	178	0.19	0.06
明治 38 年	1905	207	0.21	0.06
明治 39 年	1906	168	0.13	0.06
明治 40 年	1907	199	0.10	0.04
明治 41 年	1908	288	0.15	0.04

a : 第7師管内当年発生所在不明数
 b : a / 第7師管現役兵数 (当年適齡)
 c : b の全国平均
 典拠 : 「全国徴兵表」

極めて多いことも、また事実である。ちなみに明治四十二年における所在不明数は二五九人、これは道内当年適齡者数の二・五パーセントに当たった。

所在不明とされた者が、故意に兵役から逃れようとした徴兵忌避者であったのか、あるいは本人の意思とは無関係に、行方不明者として扱われたのかを検証するのは極めて難しい。しかし当時は容易に「逃亡失踪」として扱われる環境があったことが、新聞に報じられている。『小樽新聞』では明治二十九年の徴兵検査の状況を記した上で、「本道の悪弊は、甲地より乙地に居所をば転じながら更に届出をなさ

よると、明治二十九年から日露戦争期までの所在不明者は、年平均二百名程度で推移し、大きな変動はみられない。しかし、現役兵数には、明治三十一年における徴兵令の全道施行により、飛躍的に増加している。つまり、所在不明者数そのものは減らないものの、徴兵検査対象となる当年適齡者が増加しているため、その割合は相対的に減少していく。例えば、明治二十九年には、現役兵数と所在不明者の比はほぼ一対一であるが、日露戦争後には約十分の一まで減少している。それでもなお、全国平均と比較し、所在不明者の割合が

ぬ如き、又壮丁自身に旅行先又は寄留地に於て帰郷の費用等を浪費し、以て不知不識失踪者と為るが如きもの少なからず」と報じ、徴兵令が全道へ施行される際には、道内移住等にもなう悪弊を一掃しなければならぬと論評している³⁴。また、徴兵令全道施行後の『函館毎日新聞』は、「徴兵違反者」について、「要するに其多くが予め其手続きを履むを怠り、後に至りて俄に反令せるを覚るも此時は既に彼等が其犯せし罪の恐ろしく、仮令其筋の探知する所とならざる以前に自首したりとて必ずや重刑に処せらるべしとの憶測より、其後は専ら其筋の探知を避けることにのみ焦心苦慮」していると述べ、その多くが手続き上の問題に端を発するものであるとしている³⁵。さらに同記事では故意に徴兵を忌避した形跡がない者については、大抵僅かの罰金にて免刑されるため、早々に自首するよう求めている。

先の豊平村の事例のように、所在不明者が徴兵検査によつてはじめて明らかとなるのは、役場が徴兵適齢者の動向を把握していなかったことに第一の問題があつた。本来役場では、戸籍や徴兵適齢者を持つ戸主が提出する徴兵適齢届をもとに壮丁人員を把握しなければならぬが、それが十分に機能しておらず、結果的に膨大な所在不明者を生んでいた。例えば、明治三十三年における函館区では、「徴兵適齢未届者の多きは本道に於ける通弊なるが、当区に於ても一昨三十一日までに届出をなすべき分に於て未だ其の手續を了せざるものは非常に多く、区役所にては吏員出張の上各町衛生組合につき親しくその所在を調査したる結果四十余名を発見したるも、尚お所在不明のもの殆ど百名に及ぶ由為めに、区役所に於て大に苦慮し居る次第」とし、徴兵適齢届を提出しない者も少なくなかつたのである³⁶。

こうした問題の背景には、町村制の整備の遅れという現状もあつた。明治二十二年に施行された市制・町村制は、市町村を国家の末端機構として位置づけたが、このことは兵事行政をはじめとする国政

委任事務を確実に遂行する上で必要不可欠であった。しかし、市制・町村制は北海道と沖縄への適用が見送られ、道内では開拓使末期に設置された戸長役場制度が存続し、道庁から委託された事務と町村の自治を行っていた。戸長役場制度は、各町村の人口や生産力などによってその内容が多岐にわたり、また一つの戸長役場が複数の町村を管轄する場合が多く、国家による統治の末端機構としては不十分であった⁽³⁷⁾。こうした中で、市制・町村制をより簡便化させ、北海道に適合させようとしたのが、北海道区制と一・二級町村制である。

市制・町村制が施行されなかった主たる理由は、北海道が未だ人口希少で、移民たる民衆が、市制・町村制にもとづく財政的負担に耐えられないことであった。そのため、明治三十年に公布された北海道一・二級町村制では、町村長の給与を国庫負担とすることなどで財政面の負担を補い、さらに監督官庁である道庁の監督・規制が強化されていた。これにより、明治三十年の道内四九六町五九七村は、明治三十五年には四七四区町村へと減少する。しかし、道内の多くの町村にとって、町村制の施行は財政支出を伴う大きな負担であり、一・二級町村数が旧来の戸長役場による町村数を上回るのは、日露戦争後のことである。

その一方で、実際に日露戦争以前に所在不明者の発生を抑えることに成功した地域もあつた。例えば明治三十六年の『日高国勢一斑』では、兵事の項目で次のように述べられている⁽³⁸⁾。

三十一年徴兵令ヲ布カレシヨリ杜丁拳テ其徴ニ応センコトヲ希ヒ、進テ其選ニ漏ルルヲ恥チ為メニ忌
避逃亡スルモノ殆ト罕ナリ

『北海道庁統計書』によると、日高地方は徴兵令施行当初より所在不明者が少なく、明治三十六年に

は逃亡失踪とされた者が皆無であった⁽³⁹⁾。このことは、「悪弊」を生んでいた小樽区において、同年に逃亡失踪とされた者が一〇五名も発生しているように、道内における所在不明者発生地域差が、すでに顕著であったことを示す。

こうした徴兵忌避を抑止するため、国家はいかなる方策を執ったのであろうか。従来の研究では、各種免役条項の廃止など、徴兵令改正による直接的な対策に対し、「裏面」からの対応策として、軍隊と地域社会とのつながりを強化することや、兵役義務の不公平感の是正、経済的損失への対策など忌避原因への対処が行われ、その結果一九〇〇年代以降は徴兵忌避者が次第に減少していったとされる⁽⁴⁰⁾。

軍隊と地域社会との密接な関係は、明治二十二年の徴兵令大改訂により成立した「地域的軍隊編制」にもとづく「郷土部隊」編成を前提としたものである。なぜなら、「郷土部隊」は当該地域の住民の身近な肉親・親戚・知己の兵役によって編成されたために、あたかもそれを地域住民の所有的存在として仮象視させることで、軍隊と地域との関係をより強固なものとしたからである⁽⁴¹⁾。

しかし「地域的軍隊編制」は、同時に兵員を充足するための徴兵区が、陸軍管区という本来動員計画にもとづき要地に配備される常備団隊の防衛担任区域に規制されることも意味する。第七師団が当初、人口の希少ゆえに管下から兵員を調達しえなかったことに端的に示されるように⁽⁴²⁾、徴兵令施行当初の北海道において、「郷土部隊」編成による軍隊と地域社会との密接な関係は、到底構築し得ないものであった。さらに師団を他府県出身者により充足せざるを得ない状況は、軍隊と地域社会とのつながりを強化するどころか、「郷土部隊」を梃子とした兵役義務観念の浸透すら、おぼつかなかったものと考えられる。したがって、従来の研究で明らかにされてきた「裏面」からの徴兵忌避対策は、北海道にお

いて十分な効果を上げられなかった可能性が高いのである。

では第七師団において、「郷土部隊」としての兵員構成が成立したのはいつの時点であったのか。以下では、統計資料をもとにこれを検証し、所在不明者の推移と照らし合わせてみたい。師団創設直後の明治二十九年における「歩兵連隊現役兵徴集連隊区分表」によると、第七師団隷下の歩兵第二十五、二十八連隊の兵員徴集区は全く定められておらず、明治三十二年に同表を廃止し新たに制定された、「歩兵隊兵員徴集区指定表」欄外において、「第七師団諸隊ノ兵員ハ当分第一、第二、第七、第八師管二配賦スル」と規定された⁽⁴³⁾。これ以降、第七師団隷下の各歩兵連隊は、昭和十五年の同表廃止に至るまで、一貫して欄外の扱いとされていた。また、明治四十年の徴兵事務条例施行細則改正においても、徴兵事務条例第四条第一項但書及び第二項「要員配賦上ノ必要ニ依リ他ノ連隊区又ハ他ノ師管ヨリ之ヲ徴集スルコトヲ得」との規定にもとづき、第七師団の兵員徴集区域が、第一（伊豆七島及小笠原島を除く）・第二・第七・第八・第十三・第十四の各師管と定められた。同年改正の「歩兵隊兵員徴集区指定表」も同様である。徴兵事務条例及び同施行細則の規定は、徴集区域を調整しながらも、さらに兵役法施行令及び同施行規則へと引き継がれ、昭和二年においては「第七師管ヨリ徴集シ難キ第七師団ノ兵員」は第二・第八師管から徴集するとされた。

表5は、「全国徴兵表」及び「配賦員数表」より抽出した、第七師団における現役兵数とその構成である。資料の制約上、師団創設から大正十一年までは「全国徴兵表」を、それ以降は「配賦員数表」を用いた。同表によると、現役兵数は師団編制が完結した明治三十五年には三五〇〇人程度に達しており、日露戦争前における第七師管徴集者、つまり北海道出身者数は、全体の二割から三割程度で推移してい

表5 第7師団現役兵数

年次		a 第7師管 現役兵数	他師管徴集現役兵数					b 合計	a/b
			第1	第2	第8	第13	第14		
明治29年	1896	239	—	—	—			—	—
明治30年	1897	304	—	—	—			—	—
明治31年	1898	359	—	—	—			—	—
明治32年	1899	652	873	171	37			1,733	37.6%
明治33年	1900	—	—	—	—			—	—
明治34年	1901	876	1,200	449	180			2,705	32.4%
明治35年	1902	909	2,202	751	184			4,046	22.5%
明治36年	1903	1,000	1,963	444	112			3,519	28.4%
明治37年	1904	1,010	1,916	703	25			3,654	27.6%
明治38年	1905	1,057	1,821	700	76			3,654	28.9%
明治39年	1906	1,419	1,625	570	40			3,654	38.8%
明治40年	1907	2,137	1,232	659	56	325	439	4,848	44.1%
明治41年	1908	2,015	1,014	668	40	670	474	4,881	41.3%
明治42年	1909	2,208	64	915	119	579	1,033	4,918	44.9%
明治43年	1910	2,197	899	591	116	455	607	4,865	45.2%
明治44年	1911	2,242	635	553	226	377	855	4,888	45.9%
大正元年	1912	2,387	894	642	102	209	642	4,876	49.0%
大正2年	1913	—	—	—	—	—	—	—	—
大正3年	1914	2,662	700	455	104	250	685	4,856	54.8%
大正4年	1915	2,777	307	531	173	316	726	4,830	57.5%
大正5年	1916	2,997	451	461	181	368	352	4,810	62.3%
大正6年	1917	3,127	432	594	206	199	454	5,012	62.4%
大正7年	1918	3,623	385	233	157	152	345	4,895	74.0%
大正8年	1920	3,640	250	296	227	214	282	4,909	74.1%
大正9年	1921	—	—	—	—	—	—	—	—
大正10年	1922	—	—	—	—	—	—	—	—
大正11年	1922	3,620	0	347	286	200	0	4,453	81.3%
大正12年	1923	3,984	0	100	138	156	250	4,628	86.1%
大正13年	1924	4,204	0	120	90	30	184	4,628	90.8%
大正14年	1925	3,719	0	0	888		0	4,607	80.7%
大正15年	1926	3,868	0	0	734		0	4,602	84.1%
昭和2年	1927	4,080	0	0	848		0	4,928	82.8%
昭和3年	1928	4,085	0	0	851		0	4,936	82.8%

註 aのうち、明治31年までは第7師団以外への入営者も含む。それ以降は第7師団入営者数。

典拠：「全国徴兵表」、「現役兵及補充兵配賦員数表」

る。日露戦後の北海道出身者数の増加は、道内の人口増加にともなうものであり、大正十一年には八割以上を北海道出身者で占めるまでに至った。その一方で、昭和期においても第八師管から兵員を徴集しており、東北地方が兵員の供給源であったことは確かであるが、他府県に依存する状態は脱していったといえる。したがって、少なくとも大正後半には、第七師団が「郷土部隊」としての条件を整えていたと考えられる。つまり、徴兵令の施行から約三十年を経て、壮丁数の増加による「郷土部隊」の成立により、一つの到達点として、師団の充足を実現したのである。

第七師団現役兵が北海道出身者でほぼ充足された大正後半とは、いかなる時期であったのか。大正九年に行われた初の国政調査によると、当時の北海道の人口は二二六万人、そのうち約半数の一二四万人が北海道生まれであり、基本的な人口構造が確立した時期であった⁴⁴。いわば第七師団は、北海道が他府県並みの人口を擁し、人口移動もほぼ終えたと考えられる時期に至り、兵員を道内出身者で充足することが可能となったのである。しかし徴兵検査における所在不明者は、大正後半においても、依然全国平均と比べ極めて高い割合で発生している。

表6は、明治四十二年以降の北海道における当年発生所在不明数と当年適齢者数を比較したものである。表4で示した明治二十九年における所在不明者二一六名に対し、大正十年の発生件数もほぼ同数の二二八名である。壮丁数の増加により全体に占める割合こそ低下しているものの、当年適齢者に占める割合は依然として他府県の二倍以上で、昭和期に至るまでその割合が全国平均並みとなることはなかった。その一方で、道内出身者により第七師団が充足され、「郷土部隊」としての要件を備えた大正期以後は、所在不明者の割合が当年適齢者全体の一パーセントを下回るなど、全国平均と比較し、それほど

表6 北海道における当年適齢者の所在不明数

年次		北海道		全国	
		a	b	a	b
明治 42 年	1909	259	2.50%	3,795	0.80%
明治 43 年	1910	225	2.20%	3,303	0.80%
明治 44 年	1911	182	1.90%	2,686	0.70%
大正元年	1912	167	1.50%	3,066	0.70%
大正 2 年	1913	162	1.40%	2,863	0.60%
大正 3 年	1914	183	1.50%	2,911	0.60%
大正 4 年	1915	167	1.30%	2,711	0.60%
大正 5 年	1916	152	1.10%	2,425	0.50%
大正 6 年	1917	166	1.10%	2,628	0.50%
大正 7 年	1918	198	1.10%	2,803	0.50%
大正 8 年	1919	191	1.20%	2,683	0.50%
大正 9 年	1920	184	1.00%	2,609	0.50%
大正 10 年	1921	218	1.20%	2,671	0.50%
大正 11 年	1922	184	1.00%	2,369	0.40%
大正 12 年	1923	175	0.90%	2,217	0.40%
大正 13 年	1924	181	0.90%	2,266	0.40%
大正 14 年	1925	158	0.80%	2,112	0.40%
大正 15 年	1926	169	0.80%	2,075	0.40%
昭和 2 年	1927	151	0.70%	2,217	0.40%
昭和 3 年	1928	176	0.80%	2,253	0.40%
昭和 4 年	1929	155	0.70%	2,159	0.30%
昭和 5 年	1930	155	0.60%	1,985	0.30%
昭和 6 年	1931	134	0.50%	1,916	0.30%
昭和 7 年	1932	138	0.50%	1,968	0.30%
昭和 8 年	1933	164	0.63%	1,912	0.29%
昭和 9 年	1934	106	0.41%	1,832	0.27%
昭和 10 年	1935	113	0.41%	1,883	0.29%
昭和 11 年	1936	—	—	—	—
昭和 12 年	1937	—	—	—	—
昭和 13 年	1938	99	0.35%	1,774	0.28%
昭和 15 年	1940	99	0.30%	1,718	0.23%

註 a は当年発生所在不明数、b は a の当年適齢者に占める割合。
 典拠：「徴兵事務摘要」

顕著な数値を示しているとはいえない。しかし北海道では、この時点においても、兵役を意識しなかつたがゆえに、積極的な意思による徴兵忌避ではないものの、転籍や寄留といった手続きを経ることなく本籍地から他地域へ移動し、結果として所在不明者として扱われた事例がみうけられる。

こうした所在不明者は、農業移住による地域の形成がなされた内陸部に比し、漁村に多くみられる。ここには、漁村特有の流動性の高い生業形態が生む地域の実情がかかわっていたと推測される。その一

端は、「はまます郷土資料館所蔵文書」⁽⁴⁵⁾における所在不明者の実例にうかがえる。

旧浜益村（現石狩市浜益区）は、石狩支庁の北端に位置する水産業中心の村で、明治三十五年に一級町村制を、同四十年には一級町村制が施行されている。『浜益村史』によると、大正七年に人口が八千人を超え、職業割合（世帯数）は、漁業半分、残りが農業と商業であった⁽⁴⁶⁾。その村勢は、主要産業である鱈・鮭・海鼠漁業の豊凶に影響されており、一端不漁となれば、他地域への転出や出稼ぎに行く者が多かった。実際、村では北海道で基本的な人口構造が確立した大正期においても、常に人口が変動しており、さらに昭和期に入ると、鱈・鮭漁業の衰退により、著しく人口が減少していく⁽⁴⁷⁾。

大正十三年における浜益村の徴兵検査結果は、受検人員六十六名中、甲種合格者十七名、現役兵も十七名であった。また、同年の「徴兵検査不参者連名簿」によると、旭川刑務所にて服役中の者一名を除く二名が不参として扱われ、いずれも所在不明とされている。これら二名のうち、同年の「徴兵検査受検者身上調査書」で土工とされた者（以下a）は、翌大正十四年に徴集されており、帰村したか発見されたものと思われる。しかし昭和八年に兵制六十周年記念事業として全国で行われた「兵役上ノ所在不明者搜索」において、aは再び在郷軍人の所在不明者として搜索対象となっており、「前科四犯ヲ有シ土工夫トシテ所々流転」しているという。aは大正十三年以降土工という職を変えておらず、兵役を挟んで「所々流転」しながら生活せざるを得ない人物であった⁽⁴⁸⁾。

さらに、以下の所在不明者の消息には、浜益村の漁村としての特徴が顕著である。

十七八年ノ頃無断家出ヲナシ所在不明ノ処、大正元年戸籍謄本請求アリニ依ツテ、直チニ所在地亀田郡戸井村役場ニ照会搜索セルモ、既ニ樺太地方ニ渡航セシ形跡ノ旨ナルヲ以テ、樺太支庁ニ照会

セルモ不明ナリ（大正四年）⁽⁴⁹⁾

戸主ヲ召換取調タルモ不明ノ処、本年一月二十日礼文郡船泊村ヨリ戸籍謄本請求アリタルニ依リ、該村長へ照会中（大正六年）⁽⁵⁰⁾

カムサツカへ他人名義ニテ乗組タルモノニテ、其ノ船舶沈没シタルモノナリ（昭和八年）⁽⁵¹⁾

これらは、家族を浜益村に残し、他地域へと働きに出たまま行方不明となつた事例である。消息判明の理由が先での戸籍謄本の請求であり、兵役を忌避した者がそのような理由から足を出すことは考えられない。また、戸井・樺太・船泊・カムサツカなど、漁業関係地域へ移動していることも、極めて特徴的である。こうした調査結果から、aを含む浜益村から行方をくましました者たちは、意図的に逃亡したのではなく、道内での移住や出稼ぎを繰り返す中で、所在不明者として扱われるようになったと考えられる。

こうした事例が示すのは、第一に村としての行政能力の限界という問題である。役場の戸籍管理の不備という技術的な問題に、漁場を転々と移動するという漁村特有の問題が加わり、所在不明者の存在を招いたといえる。現に大正十三年の簡閲点呼では、浜益村は村全体の一割に当たる十四名の不参者を発生させている⁽⁵²⁾。これは石狩支庁において最低の成績であり、浜益村は道内市町村の中でも所在不明者を発生させやすい地域にあつた。以上のように、行政能力の不備や漁村特有の性格により、浜益村は国家による統治の末端機構としての役割を十分果たすことができず、国民皆兵主義が貫徹し得ない環境を創り出していたのである。

日高地方のような、比較的早い時期に統計資料上は国民皆兵の原則がほぼ貫徹し得た地域が存在する

一方で、たとえ道内一部地域の事例とはいえ、「悪弊」や「通弊」が残存し、大正期に至つてもなお、兵役を意識せず居住地を移動する者の発生を許していたことは、徴兵忌避者が地域の監視の目をかいくぐりながら生活せざるを得ない状況を強いられたことを示すものにほかならない。こうした北海道固有の環境こそは、第七師団が「郷土部隊」編成を実現し、一般兵役義務が成立した時点でもなお、所在不明者の絶対数を徴兵令施行当初からほとんど減少させない要因となつたのである。

おわりに

明治二十年代に、内務省参事官都筑馨六が道内への町村制度設定の指標を示した「北海道行政組織ニ関スル意見書」⁽⁵³⁾では、「函館・札幌・小樽・根室・福山など、すでに市街地を形成していた地域について、次のように指摘している。

北海道ハ理財上ノ秩序未タ完ラス、鉄道ノ計画道路ノ開通等ニ依リ土地ノ情況モ亦タ一変スルコト常ナルカ、故ニ右諸市ノ住民ハ土着ノ精神ニ乏シク、加フル二十人十色ト云フ景況ニシテ、一戸ハ南部地方ノ者ノ住居ナレハ、其右隣ニ近江ノ人ニシテ其左ハ淡路若クハ加賀人ト云フカ如キ有様ナリ、故ニ近隣ヲ憂スルノ精神モ亦タ從ツテ薄ク、漁業上ノ貸附ニ関シテモ亦訴訟及ヒ強制執行ニ終ハルモノ甚タ多シ、故ニ内地ニ比シテハ右諸市ノ住民ハ団体心ニ乏シク、從ツテ其町村ノ行政ニ熱心ナルモノモ亦稀ナルカ如シ、之ヲ換言スレハ、北海道ノ人民ハ自治ニ必要ナル智性ト資力トハ十分ニ有シ居レ共、自治心若クハ其生出ノ町村ヲ愛スルノ情、即チ自治ニ必要ナル徳性ニ乏シキカ

如シ

町村の運営には、住民の定着とそれにとまなう経済力の蓄積が必要不可欠である。それゆえ都筑は、町村制の施行に際し、住民による道内町村への愛郷心ともいふべき意識を求め、その施行時期を、基本財産が蓄積され、「土着ノ精神ト団体心」とが十分に発達した時であるとした。ここで述べられている「土着ノ精神」や「近隣ヲ憂スルノ精神」こそ、国民皆兵主義の礎となる、兵役義務観念の創出に最も必要な要件であった。それらが欠けていることを「自治ニ必要ナル徳性」に乏しいとした意見は、他府県と同様に兵役負担を担えなかった、北海道の状況を端的に表している。小樽区でみられた転籍による徴兵忌避、あるいは函館区における「悪弊」などは、「土着ノ精神ト団体心」に欠ける北海道の「体質」が徴兵令施行後も存続していた結果であり、浜益村の事例は、大正期にこうした問題が残存していたことを示している。したがって、「孤独の闘い」（菊池）とは地域社会の監視の目からも逃れ続けなければならぬ徴兵忌避者の姿であるが、そもそも北海道には監視の目を生む環境すらも整っていなかったとみなすことができる。それゆえ、いかに国家による徴兵忌避を抑制する施策がなされようとも、他府県と同じ状況には至らなかつたのである。

本論文は、北海道における徴兵制の施行と、その展開過程を検証することにより、国家が一般兵役義務をいかにして確立させようとしたのか、その一端を明らかにした。本研究が一つの到達点とみなしたのは、大正後半である。その理由は、一般兵役義務の成立には、町村制度にもとづく地域社会と、「郷土部隊」編成による軍隊と地域との密接な関係が必要不可欠であると考えているからである。しかしながら、それでもなお一部地域では依然として所在不明者が発生しており、アジア太平洋戦争期までその

解決が持ち越されるのである。所在不明者抑止の具体的対策については今後の課題とするが、これまで本論文が明らかにしてきたように、所在不明者の多くが意図的に徴兵忌避を試みた者でないとする、徴兵忌避を抑止しようとする対策のみでは、その発生を抑えることは困難であるとも予測できる。

今後は、都筑の指摘した北海道町村の「体質」を考慮しながら、民衆に自発的に兵役義務を担わせるために必要な兵役義務観念の創出とその浸透を検証し、近代日本の徴兵制度を、北海道を中心とした地域から問い直すことが大きな課題となる。兵役義務観念の浸透には、日露戦後に刊行された「連隊史」にみるように、「郷土部隊」を梃子として、地域に根ざした固有の歴史を主張し、各人の愛郷心を愛国心にもとづく兵役義務観念に接続させる必要があった。このことこそは、国家が開拓を優先させなくてはならない状況にありながら、あえて徴兵制度を北海道へ拡充しようとした根本なのである。

(あべ たけし・日本文化専攻博士課程三年)

- (1) 一般兵役義務の前提となる国民皆兵主義が、兵役期間の延長や免役条項撤廃などの法的整備により確立されたことは、松下芳男をはじめとしましてこれまで多くの研究で明らかにされている。松下は明治二十二年の徴兵令大改訂について、「免役条項に大制限を加へ、徴集猶予（事実上の兵役免除）の特典ありし戸主の年齢六十歳以上の者の嗣子、承祖の孫、癱疾戸主の嗣子及び戸主等に対し、断然この特典を放棄したのである。この事は国民皆兵主義の徹底に一步前進したものであつて、徴兵制度としてそれだけ理想に近づいたものである」と述べている（『徴兵令制定史』増補版（五月書房、一九八一年）五四五頁）。
- (2) 『徴兵制』（岩波書店、一九八二年）、『天皇の軍隊』（小学館、一九八二年）。
- (3) 『徴兵忌避の研究』（立風書房、一九七七年）。
- 菊池は徴兵忌避の歴史を三期に区分し、第一期を明治六年の徴兵令施行直後における血税騒動の時期、第二期を明治八年から十七年までの合法的な徴兵逃れの時期とし、徴兵免除規定が大幅に縮小された明治十八年以降、昭和二十年の終戦に至る最も長い期間を第三期とした。学生の徴集猶予や海外渡航を除くと、逃亡失跡や身体毀損などの非合法的な徴兵忌避手段しか残されていなかった第三期において、親兄弟とも連絡を絶ち、徴集免除となる四十歳まで行方をくらし続けたことを、「孤独の闘い」と評している。北海道においては、徴兵令未施行地への転籍による兵役逃れが可能であった明治三十一年までが第二期、それ以降が菊池のいう第三期にあたる。
- (4) 阿部剛「兵役負担の地域的偏在」（『年報新人文学』第四号、二〇〇七年二月）。
- (5) 大江は法の盲点をついた徴兵逃れとして、「本籍地を北海道に移すことによつて合法的に徴兵をまぬかれることができ、かなりおこなわれた」と指摘している（『徴兵制』一〇九頁）。菊池も、北海道が他府県から流れてくる合法・非合法的な徴兵忌避者を黙認し、開拓を進めるための労働力となつていたと述べている（菊池前掲書、二八六頁）。
- (6) 明治六年に徴兵令が施行された当初、政府は全国を六軍管に分けそれぞれに鎮台を設置したが、北海道に軍管は置かれなかった。その後明治十年に函館守備のために置かれていた兵卒を函衛砲隊として再編し、徴兵令にもとづき、第二軍管仙台鎮台管下の函館・福山・江差から兵員を徴集した。明治十二年に全国は七軍管十四師管に分割され、北海道に第七軍管が設置されたが、鎮台は置かれず函館砲隊は仙台鎮台に属したままであった。明治二十一年に全

国の鎮台が師団へ、軍管が師管へ改編されると、北海道は第二師管青森大隊区に属したが、函館砲隊が明治二十年に廃止されていたため、兵員は青森歩兵第五連隊へ入営し、函館には第五連隊第三大隊が分屯した(旭川市史編集会議編『新旭川市史』第三巻通史三、二〇〇六年)。

(7) 明治三十二年に、それまで独立編成部隊であった第七師団の正規師団への改編が決定した。それにともない衛戍地の旭川移転も決定し、歩兵第二十五連隊を除く部隊が明治三十五年までに移転した。

(8) こうした地域的な特例は、北海道以外にも沖繩及東京府下小笠原島への徴兵令施行を定めた明治三十一年勅令第二百五十八号にもみられる。同勅令は沖繩県に対し、「徴集ニ応スルトキハ従来ノ産業ヲ維持スルコト能ハスト認ムル者ハ特ニ徴集ヲ免除ス」とした。沖繩県の徴兵制度については、福岡且洋「明治三十一年沖繩県施行徴兵制度の「特別規程」―勅令第二百五十八号第二項徴集免除規程について―」(『地方史研究』第四八巻第一号、一九九八年二月)を参照。

小笠原島へは、北海道と同様に「転籍移住シ開墾其ノ他一定ノ生業ニ従事スル者ハ転籍移住ノ後五箇年ニ滿ツル年迄徴集ヲ猶予ス」と定め、さらに「転籍移住ノ後本島外ニ転籍シ更ニ転籍移住スル者シタル者ハ此ノ限ニアラス」との但書が設けられている。

(9) 「北海道ニ徴兵令施行並徴兵事務条例補則ノ件」(防衛省防衛研究所図書館所蔵「明治二十八年乾貳大日記十一月」)。
(10) 前掲『新旭川市史』一四三頁。

(11) 理由書に添付された「北海道中渡島後志胆振石狩四ヶ国人口及徴集人員比較予定表」によると、一カ年の徴集予定人員数は一九一名とされ、表1(a)の明治三十一年以降の数も、これを基準としている。

(12) 北海道へ徴兵令執行ノ勅令中疑義ノ件」(防衛省防衛研究所図書館所蔵「明治二十八年坤 貳大日記十月」)。

(13) 「勅令第百二十六号ニ就キ疑義ノ件」(防衛省防衛研究所図書館所蔵「明治二十八年十一月 壹大日記」)。

(14) 『北海道毎日新聞』明治二十八年十二月一日。

新聞は、北海道立図書館・北海学園大学附属図書館・北海学園大学開発研究所所蔵のマイクロフィルム版を使用した。

(15) 『北海道毎日新聞』明治二十八年十二月二十六日。

(16) 同右、明治二十九年二月二十一日。

(17) 同右、明治二十九年二月二十四日。

- (18) 徴兵令第二十二條は、「徴集ニ応スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確證アル者ハ本人ノ願ニ依リ徴集ヲ延期ス」とし、明治二十二年の徴兵令大改訂以降、生活困窮者にとつて唯一の徴集猶予条項となつた。その判定素材としては、「一 戸籍写 二 職業ノ現狀 三 諸般ノ収入金調 四 財産調 五 国税地方税町村税ノ納額調 六 官ノ救助ヲ受ケタル金額及書類ノ写 前項ノ外自活シ能ハサルノ証明ノ材料トナルヘキモノ」とされているが、定員は規定されておらず、国民皆兵・必任義務徴兵制の強化を目指す陸軍省は、適用者数を最小限に抑えようとした(遠藤芳信「1880〜1890年代における徴兵制と地方行政機関の兵事事務管掌」『歴史学研究』第四三七号、一九七六年十月)。
- (19) 第七師団創設後、屯田兵の担う兵制上の役割は薄れ、陸軍省内でも徴兵による兵士を召募による屯田兵が混在するのは「軍事上不便尠カラズ」と受け止められた。さらに民間主導の開墾事業と土地を巡る対立を生じたこと、町村制と屯田兵制の両立が難しいことなどから、明治三十二年の入地を最後に新規召募は停止され、明治三十七年に屯田兵条例は廃止された(札幌市教育委員会編『新札幌市史』第二巻通史二(一九九一年)八一〜八二頁)。
- (20) 「徴兵適齢者人員調査ノ件」(防衛省防衛研究所図書館所蔵「明治三十一年乾貳大日記三月」)。
- (21) 同右。
- (22) 前掲『新旭川市史』二五八頁。
- (23) 同右。
- また、松永は同年三月にあらためて「第三条該当者杜丁総員ノ過半数ヲ占ムル徴募区アリ、是等ハ他ノ徴募区ニ比シ過当ノ配賦ヲ受ケ大ニ公平ヲ失シ」ていることを理由に、第三条該当者のみを除算するよう求め、陸軍省も「各徴募区ニ於ケル負担實際非常ノ懸隔有」としたが、第三条改正による屯田兵の戸籍内の者に対する徴集拡大をふまえ、除算の特例は設けられなかった(「徴集人員配賦ノ件」防衛省防衛研究所図書館所蔵「明治三十一年肆大日記四月」)。
- (24) 『北海道毎日新聞』明治二十九年五月三十一日。
- (25) 『小樽新聞』明治二十九年八月八日。
- (26) 明治二十九年の適用者は、亀田外三郡三名、檜山外五郡一名、室蘭外五郡五名であり、渡島においても四名の適用者が発生している(北海道庁『北海道庁第九回統計書明治二十九年』、一八九八年)。
- (27) 『北海道毎日新聞』明治二十八年十二月三日。

- (28) 『小樽新聞』明治二十九年九月十日。
- (29) 『北海道庁第十回統計書(明治三十二年)』によると、明治三十年における渡島・後志・胆振・石狩四カ国の本籍人員が四十六万二九九人であるのに対し、七カ国では九万九四九四人に過ぎず、これは後志一カ国とほぼ同数であった。
- (30) 沖繩県への特例は、主として人頭税が存在する宮古・八重山地方の壮丁が徴集された場合の不都合に対応するため制定されていた。その運用は、勅令第百二十六号第二条と同様に、徴兵令第二十二条と同様の出願・審査方法であり、「第二十二条徴集延期規定を補強・補充する形での暫定的な」規定であった(福岡前掲論文、四九頁)。
- (31) 「徴兵事務条例二関スル件(三)」「(防衛省防衛研究所図書館所蔵「明治四十年乾 貳大日記七月」)。
- (32) 「徴兵事務条例二関スル件(二)」「(同右)。
- (33) 「全国徴兵表」によると、第七師団現役兵数は明治三十九年の三六五四名に対し、師団増設による陸軍管区表改正後の翌明治四十年には、四八四八名まで増加している。
- (34) 『小樽新聞』明治二十九年十月六日。
- (35) 『函館毎日新聞』明治三十三年九月七日。
- (36) 同右、明治三十三年二月二日。
- (37) 北海道庁編『新北海道史』第四卷・通説三(一九七三年)。
- (38) 北海道庁浦河支庁第一課『日高国勢一斑』(一九〇三年)三九頁。
- (39) 明治三十六年の段階で逃亡失踪者が皆無なのは、日高の他に空知のみであった(北海道庁『北海道庁第十五回統計書明治三十六年』一九〇五年)。
- (40) 及川琢英は、『日本帝国統計年鑑』『陸軍省統計年報』をもとに所在不明者の割合を検証し、一八九〇年代には当年適齢者の約一・五パーセントであったのが、一九一〇年代には同〇・五〇・六パーセント、さらに一九三〇年代には同〇・三パーセントまで減少したとしている(『徴兵忌避対策と徴兵制の定着』『ヒストリア』第一九五号、二〇〇五年六月)。本論文が表6において検証した「徴兵事務摘要」による所在不明数も、同様の割合を示している。
- (41) 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』(青木書店、一九九四年)五一―五二頁。
- (42) 第七師団の特殊な兵員徴集に関し、示村貞夫は、第七師団の兵員が東北各地から徴集されており、そうした傾向

は昭和期に至るまで続いていたと指摘している(『旭川第七師団』(総北海道出版部、一九七二年)五五頁)。

道内市町村史においては、『豊平町史』(豊平町史編さん委員会編、一九五四年)が『北海道及樺太兵事沿革』にもとづいて師団創設初年の現役兵数を示しており、第七師団に関する最新の研究である『新旭川市史』では、兵員徴集の特殊性を具体的数値にもとづき明らかにし、日露戦争前の現役徴集率や、「百分の十二」という徴集割合が北海道の拓殖事業を妨げない数字と考えられていたと述べている。同書は、他府県からの徴集について、明治二十九年の陸軍管区表をもとに「関東から東北にかけての地域に兵員を依存していた」としているが、明治期以降については示村の記述を引用するにとどまっている(前掲、二五一頁)。

(43) 同表により定められた北海道以外の第七師団兵員徴集地域は、東京・神奈川・山梨・群馬・埼玉・長野・千葉・茨城・栃木・宮城・福島・新潟・青森・岩手・秋田・山形の各府県であった。その後も師管増設にともなう調整は行われたが、関東以北の師管から兵員を徴集する状況は変わらなかった。

(44) 永井秀夫『日本の近代化と北海道』(北海道大学出版会、二〇〇七年)二七五頁。

(45) 浜益郡各戸長役場・浜益村黄金村組合役場・浜益村役場・浜益水産税区事務所・浜益用水土功組合文書からなる総計九一九点。原本は浜益村郷土資料館所蔵。本論文では、北海道立文書館所蔵のマイクロフィルム版を使用した。

(46) 石橋源編『浜益村史』三三〇頁(浜益郡浜益村役場、一九八〇年)。

(47) 前掲『浜益村史』三三二、三四一頁。

(48) 浜益村役場「徴兵 大正十三年」(北海道立文書館所蔵「はまます郷土資料館文書」、一九二四年)、浜益村「兵制六十周年記念事業、兵役上ノ所在不明者捜査書類」(同上、一九三二～三三年)。

(49) 浜益村役場「徴兵 大正四年」(同右、一九一五年)。

(50) 浜益村役場「徴兵 大正六年」(同右、一九一七年)。

(51) 浜益村、前掲資料。

(52) 及川琢英「千歳村と兵事(一)——一九二〇年代の帝国在郷軍人会札幌支部報『良民』をもとに——」(千歳市総務部主幹市史編さん担当編『志古津』七号(二〇〇七年十二月)一五頁)。

(53) 都筑馨六・品川弥次郎「北海道行政組織二関スル意見書」(北海道立文書館所蔵「井上馨関係文書」)。